

2014年6月5日
日本板硝子株式会社

社外取締役の独立性基準の改定について

当社は、このたび、指名委員会の決議により、社外取締役の独立性基準を改定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、海外の主要法制も参考にしつつ、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の基準を設定しており、当該基準を社外取締役（候補者）の選任基準としております。

今般、社外取締役の重要性等にかかるコーポレート・ガバナンスの強化に向けた機運が高まる中、より具体的な数値基準等を当該基準に盛り込み、社外取締役の当社からの独立性に関する考え方を一層明確なものとしたしました。

今回の改定により、社外取締役の独立性判断においては、本人およびその近親者ならびにそのいずれかの所属先につき、主として、過去3年間における以下の事実の不存在を新たな基準として適用いたします。

- 当該所属先または当社の連結売上高の1%を超える取引
- 社外取締役としての報酬を除く1,000万円以上の金銭その他の財産の受領
- 会計監査人等、当社グループの監査従事者または関係者であること

当該独立性基準の詳細につきましては以下をご覧ください。

[\[http://www.nsg.co.jp/~media/NSG%20JP/sustainability/images%20used%20in%20sustainability%20section/corporate%20governance/CriteriaOfIndependency_J01.ashx\]](http://www.nsg.co.jp/~media/NSG%20JP/sustainability/images%20used%20in%20sustainability%20section/corporate%20governance/CriteriaOfIndependency_J01.ashx)

なお、当社の4名の社外取締役および新任社外取締役候補者であるギュンター・ツォーン（Günter Zorn）氏はこれらの基準をすべて満たします。

当社第148期定時株主総会招集ご通知につきましては以下をご覧ください。

[\[http://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/shareholders-general-meeting\]](http://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/shareholders-general-meeting)

当社は、より良いコーポレート・ガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置づけ、取り組んでまいりました。当社は委員会設置会社制度を採用しております。執行と監督の分離を促進し、社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を高めるべく努めております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの詳細につきましては以下をご覧ください。

[\[http://www.nsg.co.jp/ja-jp/sustainability/corporategovernance/governancestructure\]](http://www.nsg.co.jp/ja-jp/sustainability/corporategovernance/governancestructure)

以上

【お問い合わせ先】
報道関係：広報・IR部

TEL：03-5443-9477